

事務連絡
平成25年7月31日

都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

建設業災害対応金融支援事業に係る
助成上限額等の見直しについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の建設業災害対応金融支援事業については、地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械を保有しようとする建設企業の取組を支援することを目的として創設された制度です。

今般、以下の通り見直しが図られますので、貴下会員企業へのご周知方よろしくお願い申し上げます。なお、制度周知にご活用いただくリーフレットにつきましては、8月第2週目頃を目途として発送予定としております。

敬具

<見直しの内容>

○1台あたり助成上限額・・・**撤廃**（現行：150万円）

○1企業あたり上限台数・・・**撤廃**（現行：通常3台、被災地特例含む場合6台）

<適用日>

○8月1日（木） ※上限額の撤廃については、既に受付した申請案件にも適用させます

建設業災害対応金融支援事業（建設業振興基金ホームページ）

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html>